

作成日 2004. 07. 23

改定日 2023. 04. 07

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品名 : キット(アスファルト用)モルタル用骨材
 会社名 : 美州興産株式会社
 住所 : 名古屋市中村区名駅南 1-17-28
 担当部門 : 技術部
 電話番号 : 052-771-6141
 F A X 番号 : 052-771-6252

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性 発がん性 区分 1A
 呼吸器感作性又は皮膚感作性 区分 1
 特定標的臓器毒性(単回ばく露)区分 3 (気道刺激性)
 特定標的臓器毒性(反復ばく露)区分 1 (呼吸器、免疫系、腎臓、肺)
 上記で記載が無い危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : 発がんのおそれ
 吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ
 臓器(呼吸器系、腎臓)の障害のおそれ
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器、免疫系、腎臓、肺)の障害

注意書き
 安全対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 必要に応じて個人用保護具や換気装置を使用し、暴露を避けること。
 粉塵、ヒュームを吸入しないこと。
 涼しい所に置くこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 取扱い後はよく眼を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

救急措置 : 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
 吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 吸入した場合、呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

特別な処置が必要である。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

火災の場合には、適切な消化剤を使用すること。

保管 : 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

換気の良い冷所で保管すること。

施錠して保管すること。

廃棄 : 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	官報公示整理番号		CAS番号	備考
		化審法	安衛法		
二酸化ケイ素	6.5～7.5%	登録済	—	登録済	労安法 57 条、労安法 57 条の 2
炭酸カルシウム	2.0～3.0%	登録済	—	登録済	
酸化アルミニウム	1～5%	登録済		登録済	労安法 57 条、労安法 57 条の 2
酸化鉄	0～1%	登録済	—	登録済	労安法 57 条、労安法 57 条の 2
過酸化ベンゾイル	0～1%	登録済	—	登録済	労安法 57 条、労安法 57 条の 2

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

4. 応急措置

吸入した場合 : 呼吸していて嘔吐がある場合は飲み込まないように頭を横向きにする。

呼吸が停止している場合は人工呼吸を行う。

呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹼で洗うこと。

痛みや炎症が認められたときは速やかに医師の手当てを受ける。

目に入った場合 : 直ちに清浄な水で15分以上洗眼する。

瞼の裏まで完全に洗浄する。

眼球を傷つける可能性があるのでこすらない。

医師の手当、診断を受けること。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合 : 嘔吐が自然に生じたときは、気道への吸入が起きないように頭を横向きにする。

意識がある場合、水でよく口の中を洗浄する。

医師の手当、診断を受けること。

応急措置をする者の保護 : 救助者が有害物に触れないようゴム手袋、保護眼鏡などの保護具を着用する。

汚染された衣類や保護具を取り除く。

5. 火災時の措置
- 適切な消火剤 : この製品自体は燃焼しない。
 周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水。液を飛散させ火災を拡大し危険な場合がある
- 特有の危険有害性 : 加熱により容器が爆発する恐れがある。
- 特有の消化方法 : 火災場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止にする。
 移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し冷却する。
 消下作業は、適切な保護具を着用し、安全な距離と防衛できる位置から行う。
 周辺火災の場合、移動可能な梱包袋等容器は速やかに安全な場所に移す。
- 消火を行う者の保護 : 消火を行う者は、自給式呼吸器具を含めて完全な防護服を着用する。
 消火は風上から行い、煙・燃焼ガスの吸入を避ける。
6. 漏出時の措置
- 人体に対する注意事項、
 保護具及び緊急措置 : 直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
 漏出した場所の周辺にはロープを張る等して関係者以外の立ち入りを禁止する。
 作業者は保護具（8 曝露防止及び保護措置の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や、
 ガスの吸入を避ける。
 こぼれた場所は滑り易いので注意する。
- 環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
 万一、河川等に流出した場合は、直ちに関係当局へ報告する。
- 回収・中和 : 漏出物を密閉可能な空容器に回収する。
- 封じ込め及び浄化方法・
 機材 : 危険でなければ漏出源を遮断し、漏出／流出を防止する。
 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
- 二次災害の防止策 : 全ての発火源を速やかに取り除き、着火した場合に備えて、消火剤を準備する。
 万一、河川、公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。
 床面に残るとすべる危険性があるためこまめに処理する。
7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い 技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
- 安全取扱い注意事項 : 使用前に使用説明書を入手すること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 皮膚と接触しないこと。
 粉塵、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 眼との接触を避けること。
 取り扱い後は手、顔等をよく洗うがいをする。
 飲み込みを避けること。
 汚染された作業着は作業場から出さないこと。
- 保管 技術的対策 : 特別に技術的対策は必要としない。
- 安全な保管条件 : 冷所に保管し、日光を遮断すること。
 子供の手の届かないように保管する。
 容器を密閉して保管すること。
 湿気を避け雨等の当たらない屋内倉庫に保管する。
- 容器包装材料 : 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

8. ばく露防止及び保護措置
管理濃度、許容濃度

化学名又は一般名	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH(TLV-TWA)
結晶質シリカ	E=3.0/(1.19Q+1)	4mg/m ³ (総粉塵) 0.03mg/m ³ (吸入性結晶シリカ)	0.025 mg/m ³ (respirable dust)
炭酸カルシウム	—	8mg/m ³ (総粉塵) 2mg/m ³ (吸入性粉塵)	10mg/m ³
酸化アルミニウム	—	2mg/m ³ (総粉塵) 0.5mg/m ³ (吸入性粉塵)	10mg/m ³
酸化鉄	—	4mg/m ³ (総粉塵) 1mg/m ³ (吸入性粉塵)	5mg/m ³

E：管理濃度 mg/m³

Q：当該粉じんの遊離けい酸含有率(%)

- 設備対策 : この物質を取扱う作業場には洗眼器、安全シャワー、手洗いを設置し、その位置を明瞭に表示すること。
作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置する。
- 保護具
呼吸器の保護具 : 適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具 : 適切な保護手袋を着用すること。
物質を加温するときは、熱傷を防止する手袋を着用すること。
眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡、ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣、顔面用の保護具を着用すること。
衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状态 形状 : 粒状粉末
色 : 黒灰色
臭い : データなし
- 融点/凝固点 : データなし
- 沸点又は初留点及び沸点範囲 : データなし
- 可燃性 : データなし
- 爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 : データなし
- 引火点 : データなし
- 自然発火点 : データなし
- 分解温度 : 825℃で分解して二酸化炭素を放出し、酸化カルシウムとなる(炭酸カルシウム)
- pH : データなし
- 動粘性率 : データなし
- 溶解度 : データなし
- n-オクタノール/水分配係数 : データなし
- 蒸気圧 : データなし
- 密度及び/又は相対密度 : 1.80~2.10(かさ比重)
- 相対ガス密度 : データなし
- 粒子特性 : データなし
- その他のデータ : 水に不溶

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 強酸と反応して、二酸化炭素を発生する(炭酸カルシウム)
- 化学的安定性 : 通常の手扱い及び保管条件下では安定
- 危険有害反応可能性 : 強力な酸化剤と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
825℃以上の加熱で熱分解し、腐食性を有する酸化カルシウムと二酸化炭素ガスを発生する。
- 避けるべき条件 : 粉じんの拡散

- 高湿度、熱、直射日光、火花、裸火、発火源
- 混触危険物質 : 強酸化剤、フッ化水素、酸類
- 危険有害な分解生成物 : 二酸化炭素、酸化カルシウム、分解まで加熱すると酸化シリコンが発生するおそれがある
11. 有害性情報
- 急性毒性 : データなし
- 慢性毒性 : 長期の粉塵吸引により呼吸器系疾患になる危険性あり。
- 皮膚腐食性/刺激性 : 長時間付着すると肌荒れを起こすことがある (炭酸カルシウム)
- 眼に対する重篤な損傷/刺激性 : 眼に入ると痛みを感じ粘膜を傷めることがある (炭酸カルシウム)
- 呼吸器感作性/皮膚感作性 : データなし
- 生殖細胞変異原性 : データなし
- 発がん性 : 人間に対して発がん性があると判断できる。本CAS 番号が示す物質群はシリカ (SiO₂) で、シリカの全形態が包含される (ECETOC JACC No. 51 (2006))。すなわち、本物質群には結晶質シリカが含まれ、その発がん性分類結果が適用可能と考えられることから、本項は区分1A とした。(シリカ)
- 生殖毒性 : データなし
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 上気道刺激性 (区分3) (酸化アルミニウム)
シリカゲル (CAS 番号: 112926-00-8) は気道刺激性があるとの報告 (SIDS (2006)、ECETOC JACC (2006)) から、区分3 (気道刺激性) とした。(シリカ)
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 酸化アルミニウムの職業暴露により、肺に腺維症が認められた(区分1)(酸化アルミニウム)
ヒトにおいて、石英、クリストバライトでは珪肺症が報告されている。また、実験動物においても石英、クリストバライトで線維形成性があることが報告されており、そのほか、石英では自己免疫疾患、慢性腎疾患及び無症状性の腎変性、溶融シリカで金属ヒューム熱のような回帰熱の報告がある (ACGIH (7th, 2006))。したがって、区分1 (呼吸器、免疫系、腎臓) とした。
- 誤えん有害性 : データなし
12. 環境影響情報
- 水生環境有害性 短期 (急性) : データなし
- 水生環境有害性 長期 (慢性) : データなし
- 生態毒性 : データなし
- 残留性・分解性 : データなし
- 生体蓄積性 : データなし
- 土壤中の移動性 : データなし
- オゾン層への有害性 : モントリオール議定書の付属書に列記されている成分を含まない
13. 廃棄上の注意
- 残余廃棄物 : 家庭用廃棄物、ごみ又は他の固形廃棄物と一緒に廃棄しないこと。
排水溝に廃棄しないこと。
廃棄物の処理は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
該当法規に従って処理すること。
- 容器及び包装 : 容器は関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処置を行う。
容器を廃棄する場合は、内容物を除去すること。
14. 輸送上の注意
- 国際規制 : 海上規制情報 該当しない
航空規制情報 該当しない
UNNo. 該当しない
- 国内規制 : 陸上規制情報 該当しない
海上規制情報 該当しない

<p>特別の安全対策</p>	<p>航空規制情報 該当しない</p> <p>: 移送時にイエローカードの保持が必要。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 重量物を上積みしない。 適用法令の定めるところに従う。</p>
<p>15. 適用法令</p> <p>労働安全衛生法</p>	<p>: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 ((法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化ケイ素 (結晶質シリカ)、 ・ 酸化アルミニウム ・ 酸化鉄 <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化ケイ素 (結晶質シリカ) (法令指定番号: 165-2) (65~75%) ・ 酸化アルミニウム (法令指定番号: 189) (<5%) ・ 酸化鉄 (政令指定番号: 192) (1%未満) <p>リスクアセスメント実施義務対象物質</p> <p>粉じん障害防止法規則別表 1</p> <p>がん原性物質(労働安全衛生規則第 577 条の 2) 二酸化ケイ素 (結晶質シリカ)</p>
<p>じん肺法</p> <p>化学物質排出把握管理促進法(改正 P R T R 法)</p> <p>消防法</p> <p>航空法</p> <p>水質汚濁防止法 指定物質 (施行令第 3 条第 3 項)</p>	<p>: 第 2 条施行規則第 2 条別表 粉じん作業</p> <p>: 該当なし</p> <p>: 該当なし</p> <p>: 輸送禁止 (使用済みのもの) (酸化鉄)</p> <p>「アルミニウム及びその化合物」 (酸化アルミニウム)</p> <p>「鉄及びその化合物」 (酸化鉄)</p>
<p>16. その他の情報</p> <p>参考文献</p>	<p>: 使用原料の S D S</p> <p>NITE 化学物質総合情報提供システム</p> <p>記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて製作しており、新しい知見により改定されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって必要で安全な取扱いを決定するには、使用者がその責任においてこの情報の利用をご決定下さい。</p> <p>記載内容は情報提供であって保障するものではありません。</p>